2025年度

東海契約代理第※号

収 入

印 紙

工事請負請書 (案)

2025年※月※日

(発注者)

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

日本郵便株式会社

(愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

JPタワー名古屋

東海支社長 大角 聡)

上記会社代理人

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

日本郵政建築株式会社

中部支社長 水谷 多津彦 様

(受注者)

住所

氏名 印

2025年※月※日付け注文書による工事を下記条項承諾の上、お請けします。

記

1 工事名 渥美郵便局受変電設備改修工事

2 工事場所 愛知県田原市古田町宮ノ前19-1

3 工事内容 別添の現場説明書、質問回答書、特記仕様書、図面のとおり

4 工期 2025年※月※日 から 2026年3月16日まで

5 引渡期限 工期最終日と同日とする

- 6 工事を施工しない日 現場説明書のとおり
- 7 工事を施工しない時間帯 現場説明書のとおり
- 8 請負代金額 金※※※円

(うち消費税及び地方消費税の額※※※円)也

この消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づく消費税及び地方消費税の額。

9 契約条項

別添「契約条項」のとおり。

(総則)

- 第1条 受注者は、発注者の指示どおり工事を施工し、工事中は、受注者自身又は代理人が現場に出向き、 工事一切の事項を処理するものとする。
- 2 高圧受電施設の電気設備に係る工事の場合、受注者は、工事着手前までに当該施設の電気主任技術者 に工事の工程表等により工事計画の説明を行い、説明資料の写しに記録(説明日及び電気主任技術者の 記名押印)を残すものとする。
- 3 工事の詳細については、この契約に添付する図面、仕様書等によるものとする。

(請負代金内訳書)

第2条 受注者は、発注者が必要とする場合には、発注者が提出を求めた日の翌日から起算して10日以内に、工事内容に基づいて請負代金内訳書及び内訳明細書を提出するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第3条 受注者は、発注者の承諾を得ないで、工事により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。

(支給材料、貸与品)

第4条 発注者から支給材料又は貸与品がある場合、受注者は、善良な管理者の注意をもってこれを保管、 使用するものとし、受渡し、返還等については発注者の指示に従うものとする。

(安全の確保)

第5条 工事安全確保については、受注者は、自らの社員及び委託先(委託が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)等全ての関係者に指導徹底するとともに、より積極的な安全確保に特段の配意をするものとする。

(第三者損害)

第6条 工事の施工に際し、発注者の責によることなく第三者に損害を及ぼした場合には、受注者においてその損害を賠償するものとする。

(不可抗力損害)

- 第7条 受注者は、工事目的物の引渡し前に、天災その他発注者受注者双方の責に帰すことができない事由(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料及び建設機械器具に損害が生じた場合には、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知するものとする。
- 2 前項の損害について、発注者受注者が協議して重大なもの、かつ、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担するものとする。
- 3 火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の発注者の負担額から控除するものとする。

(完成、検査、引渡し)

- 第8条 工事が完成した場合、受注者は、工事内容について直ちに発注者による検査を受けることとし、 検査に合格した場合には、受注者は工事目的物の全部を発注者に引き渡すものとする。
- 2 前項の検査に合格しない場合には、受注者は、直ちに修補して発注者の検査を受けるものとする。この場合には、修補の完了を工事の完成とみなして前項の規定を適用する。

なお、修補が工期内に完了しかなったときは、発注者は、第 10 条の規定により算出した遅滞金を受注者に請求することができるものとする。

3 工事が完成した場合、受注者は、発注者の指示に従い、受注者の負担にて、工事場所の後片付け等を

実施するものとする。

(支払)

- 第9条 前条の検査に合格した場合、受注者は、適法な支払請求書をもって請負代金の支払を発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合には、請求を受けた日から30日以内に請負代金を受注者に支払うものとする。

(遅滞金、遅延利息)

- 第 10 条 受注者の責によらない正当な事由による場合を除き、工事が工期内に完成しない場合には、発注者は、未完成部分の請負代金相当額に対し、工期の終期の翌日から完成日までの日数に応じて、年 6 % の割合で算出した金額を遅滞金として受注者に請求することができるものとする。
- 2 発注者が前条第2項の支払期限までに請負代金額を支払わない場合、受注者は、未受領金額につき、 遅延日数に応じ、年6%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができるもの とする。

(契約不適合)

第 11 条 工事目的物の契約不適合責任については、民法第 6 3 7 条第 1 項の規定を適用せず、受注者は、 第 8 条の引渡しの日から 2 年間履行の追完をするものとする。また、受注者の責に帰すべき事由による 契約不適合によって生じた損害に対しては、受注者は、その損害を賠償するものとする。

(工事又は工期の変更)

- 第 12 条 発注者は、都合により工事に追加をし、工事を変更し、又は工事の一時中止をすることができるものとする。
- 2 発注者は、都合により、受注者に工期の変更を求めることができるものとする。
- 3 受注者は、第1項に基づく工事の追加、変更若しくは一時中止があった場合又は不可抗力による場合には、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができるものとする。
- 4 発注者は、前二項に基づき工期を変更するときは、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が 適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮 しなければならないものとする。
- 5 第1項又は第2項に基づく変更により受注者が損害を受けた場合は、受注者は必要な費用を発注者に 請求することができる。

(請負代金額の変更)

- 第 13 条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負代金額の変更を請求することができるものとする。この場合において、変更後の請負代金額は発注者受注者協議の上決定するものとする。
 - (1) 前条に基づく工事の追加若しくは変更又は工期の変更があったとき。
 - (2) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、又は予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が不適当となったとき。

(発注者の任意解除権)

第 14 条 発注者は、次条、第 16 条、第 18 条第 3 項、第 19 条第 4 項又は第 20 条第 6 項の規定によるほか、工事が完成するまでの間は、 発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を 賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく第11条の履行の追完がなされないとき。
 - (4) この契約の履行に関し、受注者若しくはその役員等(役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)又は受注者の委託先若しくはその役員等に不正又は不誠実な行為があった場合
 - (5) 受注者が差押え、仮差押え、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立てを受けた場合
 - (6) 受注者に特別清算開始、破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされるなど、経営状態が著しく不健全と認められる場合
 - (7) 受注者が制限行為能力者となり又は受注者との連絡が途絶えた場合
 - (8) 監督官庁から許可、認可、免許若しくは登録が取り消され、又はこれらの更新が拒絶された場合
 - (9) 受注者が贈賄等の不法行為により公訴を提起された場合
 - (10)前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反した場合

(発注者の催告によらない解除権)

- 第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第3条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の履行の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) この契約の工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(受注者の催告による解除権)

第 17 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(反社的勢力の排除)

- 第 18 条 受注者は、受注者若しくは受注者の役員等又は受注者の委託先若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下この項において「暴力団等」という。)であること。
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を 有すること。
 - (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 受注者は、受注者若しくは受注者の役員等又は受注者の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - (5) その他各号に準ずる行為
- 3 受注者若しくは受注者の役員等又は受注者の委託先若しくはその役員等が、第1項のいずれかに該当 し、若しくは前項のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚 偽の申告をしたことが判明した場合は、発注者は、何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(マネー・ローンダリング等の防止)

第 19 条 受注者は、この契約期間中、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先が経済制裁対象者に 該当しないことを確約する。

なお、この契約において、経済制裁対象者とは、外国為替及び外国貿易法に基づき資産凍結者リストとして財務省が公表する者をいう。

- 2 受注者は、この契約の履行にあたって、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に 関する法令その他影響を受けるすべての国や地域の法令や規則等(米国財務省外国資産管理室による規 制等、域外適用される海外法令等を含む。)を遵守する。
- 3 受注者は、この契約を履行するにあたり再委託を行う場合は、再委託先に対し、前二項を遵守させる。
- 4 発注者は、受注者が第1項から第3項までの規定のいずれかに反することが判明したときは、何らの 催告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(CSR 条項)

第20条 発注者は、企業の社会的責任(CSR)及び人権を尊重する責任を果たすために、日本郵政グループ CSR 調達ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定した上でこれを遵守し、かつ日本郵

政グループ人権方針を策定した上で人権デュー・ディリジェンスを実施しているところ、サプライチェーン全体における CSR・人権配慮が必要となっていることにかんがみ、発注者及び受注者は、そのための共同の取組を継続的に推進するために、本条各項に合意するものとする。

- 2 受注者は、発注者と共同して企業の社会的責任を果たすために、ガイドラインにおける「第二お取引 先さまへのお願い」に記載の事項をいずれも遵守することを誓約する。また、受注者は、受注者の調達 先(この契約の対象となる製品、資材又は役務に関連する調達先に限る。サプライチェーンが数次にわ たるときは全ての調達先を含む。(以下「関連調達先」という。)がガイドラインを遵守するように、 関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、受注者の2次以 下の関連調達先がガイドラインに違反した場合であっても受注者に直ちに本項の誓約違反が認められ ることにはならず、受注者がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとら なかった場合にのみ本項の誓約違反となるものとする。
- 3 受注者は、受注者又は受注者の関連調達先に強制的な労働、児童労働(これらの定義はガイドラインによる。)等の重大な人権侵害、その他ガイドラインに違反する事由(以下「違反事由」という。)の存在が疑われ、又は認められることが判明した場合、速やかに発注者に対し、これを報告する義務を負う。
- 4 受注者又は受注者の関連調達先に違反事由の存在が疑われる場合、発注者は、受注者に対し、違反事由の有無についての調査及び報告を求めることができる。

受注者は、速やかにかかる調査を行った上で発注者に報告するほか、発注者が合理的に要求する情報を提供するものとする。

- 5 受注者又は受注者の関連調達先に違反事由が認められた場合、発注者は、受注者に対し、是正措置を求めることができる。受注者は、発注者からかかる是正措置の要求を受けた日から2週間以内に当該違反事由が発生した理由及びその是正のための計画を定めた報告書を発注者に提出し、かつ相当な期間内に当該違反事由を是正しなければならない。
- 6 前項の発注者の受注者に対する是正措置の要求にかかわらず、受注者が相当な期間内に違反事由を是正しない場合、発注者は、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、受注者が当該違反事由を是正しなかったことに関し正当な理由がある場合は、この限りではない。

(解除に伴う措置)

第 21 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合には、出来形部分を検査の上、当該検査 に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部 分に相応する請負代金を受注者に支払うものとする。

(違約金)

第22条 第15条、第16条、第18条第3項、第19条第4項又は第20条第6項の規定により発注者がこの契約を解除した場合、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者の損害額が違約金の額を超える場合は、受注者はその超える部分について、違約金とは別に発注者の損害額を支払うものとする。

(秘密保持)

(相殺)

- 第 23 条 受注者は、この契約の履行に当たって知り得た発注者の業務上の秘密について、第三者に開示 又は漏えいしてはならず、また、この契約の履行以外の目的に利用してはならない。
- 2 受注者は、工事の作業上必要な場所以外は、発注者の承諾を得ることなく立ち入ってはならない。
- 第 24 条 発注者は、第 22 条の違約金及び第 10 条の遅滞金と、請負代金とを相殺することができるもの

とする。

(紛争の解決)

- 第 25 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所又は名 古屋簡易裁判所を合意管轄裁判所とし、又は裁判外の紛争処理機関によってその解決を図るものとする。 (補則)
- 第 26 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との間で協議して定める。